HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.7

隼あすか法律事務所ニュースレター第 7 号　July　2013

CONTENTS

- P.1…商標権・意匠権登録管理代行業務のご案内
- P.2…アメリカ反トラスト法違反におけるアムネスティ（リニエンシー）及びアムネスティ・プラス概要
- P.5…雇用についての民法改正
- P.7…死後事務委任契約
- P.9…ファイナンス・トピック・アップデート
- P.11…事業再生事例の共同セミナー実施のご報告（アントレプレナープロジェクト）

商標権・意匠権登録管理代行業務のご案内　弁護士　三浦　悠佑

隼あすか法律事務所では、創立当初から国内外のファッションブランドのお客様向けに商標権・意匠権の登録管理の代行業務を行ってきました。

商標権・意匠権は新たな商品やサービスをリリースする際に、将来に渡りそのブランド価値を守るための基礎的な権利です。

また、商標権・意匠権が登録できたということは、そのロゴやデザインが他社の既存の権利を侵害するものではないということの目安になることから、潜在的な紛争の有無をチェックするという機能もあります。

一般に、商標権・意匠権の登録には約半年かかるとされていることから、商品・サービスのローンチに先立って権利取得のための出願手続を行う場合が多く、登録に失敗するとローンチ直前に商品・サービスのロゴやデザインに大幅な変更を加えなければならなくなるといった場合も少なくありません。

弊事務所では、登録・管理の代行業務だけではなく、登録出願前に類似の権利が登録されていないかを調査しご報告する先行調査サービスにも力を入れており、本当に登録の可能性が高いものだけを登録申請することにより、高い登録成功率を達成しています。

また、弊所は他分野で培われた訴訟の経験を活かし、当初は登録が認められなかった案件においても、特許庁への意見書や審判手続、知財高裁における訴訟などにより登録を認めさせることに成功しています。

さらに、弊事務所は Primerus を始めとする海外の法律事務所ネットワークを活かし、マドリッドプロトコルによる国際出願にも力を入れています。例えば世界5カ国で同時に商品・サービスの販売を開始する場合に、5カ国同時に商標権の登録出願をし、万が一の登録拒絶の際にも現地の法律事務所と連携し、素早く問題に対処いたします。このサービスは特にインターネット上でビジネスを行うお客様からご好評を頂いております。

弊事務所の知的財産部門は、権利の登録・管理から、ライセンス契約を通じた活用の支援、侵害が発生した場合の紛争対応など知的財産のあらゆるフェーズをカバーしており、お客様の知的財産戦略をトータルにサポートすることが可能です。

新しい商品・サービスをご検討のお客様や、登録されているロゴが現在使われていない古いロゴのままである等のお客様にご活用いただけますと幸いです。

～続々と摘発されるわけ～　アメリカ反トラスト法違反におけるアムネスティ（リニエンシー）及びアムネスティ・プラス概要

弁護士　吉田　美菜子

有罪答弁により関与した幹部は実刑、そして会社には巨額の罰金が…。

昨年11月の米国司法省の発表によると、自動車部品の価格操作や談合に関して有罪答弁を行うか有罪答弁をすることを合意した部品メーカー・個人は、9社（うち日系は6社）、12人で、罰金は総額790百万ドルに及びます。これら一連の摘発、ことに罰金額の大きさと個人に対する実刑判決は相当にショッキングなニュースだったようで、日本のマスコミでそれなりに大きく報道されました。会社のためによかれと思って身を粉にして働いてきたのに、ある日突然アメリカで収監されることになってしまった人たちに対するシンパシーを多国籍企業で働くサラリーマン（ウーマン）諸氏は感ずるのではないかと推測しております。かくいう私自身、（今はコンプライアンスを声高に推進すべき立場におりますのであまり大きな声では言えませんが）もとをただせば会社勤めをしておりましたので、そんな風にも感じる一人です。

それにしてもなんでこんなに頻繁に摘発されるのだろうかと不思議に思われる方々もいらっしゃるかと思い、今回はアメリカの反トラスト法違反取締におけるアムネスティ（リニエンシー）と、アムネティ・プラス（及びペナルティ・プラス）という制度について簡単に解説したいと思います。

【アムネスティ(リニエンシー)について】

日本では2005年独占禁止法改正によりリニエンシーが導入されましたが、リニエンシーの母国アメリカでは1978年に初めて導入され、1993年の大改正により現在のような形になり、その後も微修正がなされています。リニエンシーというのは、簡単にいうとカルテルなど反トラスト法上の違法行為を当局に正直に話して捜査に協力するのと引換えに刑(日本では課徴金などの行政上の措置)の減免が得られるという制度です。

アメリカのリニエンシーによって刑事訴追免責が得られるのは最初の企業に限定されています。しかし、その1番手企業(個人)と認められれば、完全なる免責を得ることができ、罰金も刑務所も一切なくなるわけです。それゆえ、よくrace to the prosecutorなどと言われたりもします(検事への競争)。アメリカのリニエンシーには2種類あります。リニエンシーを得ようとする会社から当局(司法省反トラスト局)への報告時期が、当局において違法行為に関する情報が確知される前か後かでA, Bと区別されており、要件が若干異なっています。

<タイプAの要件>

当局にある違法行為が確知される以前においては、以下の6つの要件が充足されることが必要です。

① 報告時点で当局が当該違法行為についていかなる情報源からも知らされていないこと

② 会社が違法行為の発見後、速やかに有効な行動をとってこれをやめたこと

③ 当局に対して違法行為につき正直にかつ完全に報告し終始捜査に協力すること

④ 報告が、個人ではなく、会社の行為として行われること

⑤ 可能な場合には、会社が被害を受けた者に対し損害を賠償すること

⑥ 他社に違法行為への参加を強制してないこと、会社が主犯格でないこと

<タイプBの要件>

ある違法行為が当局に確知された後も、以下が充足されれば刑事免責が認められます。

① 当該違法行為について当局に最初に報告した者であること

② 会社による報告時点において、当局側に当該違法行為について訴追を可能とするほどの証拠が収集できていないこと

③ 会社が違法行為の発見後、速やかに有効な行動をとってこれをやめたこと

④ 当局に対して違法行為につき正直にかつ完全に報告し終始捜査に協力すること

⑤ 報告が会社の行為として行われること

⑥ 可能な場合には、会社が被害を受けた者に対し損害を賠償すること

⑦ 違反行為の性質、当該会社の違反行為における役割、報告時期などを勘案して、リニエンシーを与えることが他の当事者に不公平とならないと当局が判断する場合

【アムネスティ・プラスとペナルティ・プラス】

リニエンシーは最初の企業にしか適用がないわけですが、もしこの一番手の座を逃したとしても、刑の減額を受けるアムネスティ・プラスという制度があります。これは、ある製品市場において価格操作等の違法行為を行っていた会社は、別の製品市場においても同様のことを行っていることが多いという経験則に基づいて考え出されたものです。すなわち、アムネスティ・プラスとは、ある製品市場（第１市場）において、リニエンシーを得られない会社であっても、別の製品市場（第２市場）においてリニエンシーを得られる資格が認められる場合には、第２市場における違法行為に関する免責だけでなく、第１市場における違法行為についても刑の減額が得られるという制度です。アメリカ司法省の高官の講演記録によれば、国際カルテルに関する捜査のだいたい５０％はこの制度を捜査の端緒とするそうです（注１）。

これとは反対に、有罪答弁をするといったんきめた会社が、関与していた違法行為をすべて開示せず、後になってから別の市場での違法行為が当局に発覚した場合には、処罰が加重されます。これをペナルティ・プラスといいます。

【最後に】

こうした制度があるために、ある製品市場でカルテルの摘発があると、その周辺市場に波及して摘発が続々と行われるようになるわけです。これを称して「industry sweeps」というのだそうです。「業界の一斉お掃除」というわけですが、摘発される側から見れば「業界イモずる方式」とでもいえましょうか。ここ数年の一連の自動車部品メーカーの摘発は、なるほどこうした制度があるせいかとご理解いただけると思います。

アメリカの司法は、ディスカバリーに端的に表れるとおり、真実発見に対する要請が非常に強く、様々な局面において当事者に真実を開示させるべくインセンティブを与える制度設計がなされています。真実を明らかにして協力すればおまけしますよ、でも嘘をついたら許しませんよ。まさに飴と鞭を徹底的に行使する制度設計です。

ところで、あるセミナーで米人弁護士の方に伺った話ですが、今回の自動車部品メーカーの一連の摘発は、ビッグスリーの一角ゼネラルモータースが経営破綻に陥って２００９年に実質的に国有化された際に、政府の関係者が会社に多数送り込まれて、部品納入元である部品メーカーのカルテルの嫌疑が発覚したことに端を発しているということです。一社の経営破綻の思いもかけない余波と言えそうです。

（注１）“Criminal Enforcement of Antitrust Laws:　The U.S. Model” address by Thomas O. Barnett, Assistant Attorney General Antitrust Division, U.S. Department of Justice, on September 14, 2006

雇用についての民法改正

弁護士 忠津 充

Ⅰ. はじめに

民法は、広く日常生活一般について、基本的なルールとなる法律ですが、1898 年（明治 31 年）に作られてから抜本的な改正がされていませんでした。

そのため、現在、民法のうち、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い債権の編を中心として、見直しが行われています。現状では、法務省民事局参事官室より、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が公表され、現状の改正案が示されて、本年 6 月 17 日まで、これに対する意見を募集するパブリックコメントが行われました。

そのような民法改正の動きの中で、雇用についての改正を取り上げたいと思います。

現状では、民法における雇用の規定は、わずか 9 条（623 条から 631 条）にとどまり、労働契約に関する基本的なルールは、民法と労働関係法規（特に労働契約法）とに分散して置かれている状態にあります。そのため、将来的には、民法の規定と労働契約法の関係の在り方も議論されていくものと思われます。しかし、今回の改正においては、雇用に関する規定は、引き続き民法に置くことを前提に、民法の改正の議論がなされています。

以下では、労務の履行が中途で終了した場合についての報酬の規定を中心に、改正中の議論についてご紹介します。

Ⅱ. 労務の履行が中途で終了した場合の報酬請求権について

1. まず、労務の履行が中途で終了した場合についての報酬請求権を明文化することが検討されています。具体的に、検討されている条文は以下のとおりです（法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」参照）。

(1) 労働者が労務を中途で履行することができなくなった場合には、労働者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるものとする。

(2) 労働者が労務を履行することができなくなった場合であっても、それが契約の趣旨に照らして使用者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、労働者は、反対給付を請求することができるものとする。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを使用者に償還しなければならないものとする。

2. 規定(1)について

これまでの民法では、労働者が労務を中途で履行することができなくなった場合における労働者の報酬請求権の発生根拠について、明文がありませんでした（これに対し、委任契約について

は、民法 648 条 3 項明文がありました。)。もっとも、雇用契約は、原則として、労務の履行に対し、その履行の割合に応じて報酬が支払われる契約であり、労務の履行が中途で終了した場合であっても、既に履行された部分については、労働者は、その履行した割合に応じた報酬として請求することができると考えられてきました。規定(1)は、これを明文化したものです。
これに対し、明文化に慎重な意見もあり、規定(1)を設けないという考え方も主張されています。例えば、経団連からは、規定(1)によれば、判例上の支給日在籍者要件のある賞与の取り扱いに問題が生じ実務が混乱すること、また、必ずしも履行割合に応じて支払われていない欠勤分の賃金カットの方法等について影響があること等が指摘されています(一般社団法人 日本経済団体連合会「「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対する提言」参照)。

3. 規定(2)について

これまで、判例上、民法 536 条 2 項を根拠として、使用者の責めに帰すべき事由(例えば、経営者側の失火により工場が操業停止した場合等)により労務の履行が不能となった場合には、実際に労務が履行されなくても、具体的な報酬請求権が発生すると考えられてきました。民法改正において、536 条 2 項は、抜本的な見直しが検討されている危険負担制度の条文の一つであり、これとは別に、規定が設けられるべきことから、規定(2)が検討されています。

III. その他の検討中の改正

1. その他検討中の改正については、解約の予告期間を定めた民法 627 条 2 項・3 項の削除が検討されています。労働基準法第 20 条の存在によって、これらの条文は、実際上の適用場面がほとんど想定されなくなっている等が理由です。これらの削除により、使用者による解雇の予告期間については、労働基準法第 20 条又は民法 627 条 1 項が適用され、他方、労働者からの解約の予告期間については一律に民法 627 条 1 項が適用されることになります。

(参照)

民法 627 条

当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。
2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。
3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

労働基準法 20 条 1 項

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2. また、民法 626 条 1 項の「雇用が…終身の間継続すべきとき」との規定も削除が検討されています。そもそも、現代社会においては、当事者の一方の終身の間継続する雇用契約は人身を不当に拘束する契約であって，その有効性を認めるかのような規律は維持すべきでないと考えられたためです。

（参照）
民法 626 条 1 項
　雇用の期間が五年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。

死後事務委任契約　　弁護士　北　和尚

Ⅰ. はじめに

近年、自分の死後に行われる葬儀や埋葬等に関して、生前に他の人間にこれらの事務を依頼しておく方が増えてきています。背景には、高齢化社会の進行や自分のライフスタイルに対する関心が高まってきた等の事情がありますが、今回はこのような契約についてご紹介をしたいと思います。

Ⅱ. 死後事務委任契約とは

一般的に、自分（委任者）の死後の事務に関する代理権を第三者（受任者）に与え、これらの事務を委託する契約は死後事務委任契約と呼ばれています。

通常、委任契約は当事者間の個人的な信頼関係を基礎とする契約であるため、委任者が死亡した場合は契約は終了するとされています（民法 653 条 1 号）。しかしながら、後述するように、裁判例は一定の場合には委任者の死亡後も委任契約は終了せずに存続し、受任者は委任された事務を行うことができるとしています。

この点で、本人が死亡した時点で終了する任意後見契約や財産管理委任契約とは大きな違いがあるといえます。

Ⅲ. 関連する裁判例

それでは、死後事務委任契約に関する主要な裁判例を2つご紹介します。

1　最判平成 4 年 9 月 22 日（金法 1358 号 55 頁等）

（1）事案の概要・経緯

入院中の委任者Aが、自分の預金通帳や現金を知人Yに渡して、自分の死後の葬式・法要の施行や家政婦への謝礼金の支払等を委任し、Yがこれを受任しました。そして、Aの死

後、Yはこれらの事務を行い、費用を支払いました。

ところが、Aの相続人であるXが、AY間の委任契約はAの死亡によって終了していると主張し、預金通帳や現金の返還を求めて訴訟を提起しました。

（2）判決の要旨（Xの請求を棄却）

委任者が受任者との間でした自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約は、委任者の死亡によっては終了させない旨の合意を包含する趣旨のものというべく、民法653 条の法意がかかる合意の効力を否定するものでないことは疑いを容れないところである。

2 東京高裁平成 21 年 12 月 21 日（判時 2073 号 32 頁等）

（1）事案の概要・経緯

委任者Aが、宗教法人の僧侶であるYに対し、自分の写真を墓に納め、永代供養をして欲しい旨を委任し、Yがこれを受任しました

ところが、Aの死後、Aの遺言によって葬儀主催者に指定されたXが、上記のAY間の委任契約は社会通念上履行不能である又は解除されたと主張して、供養料等の返還を求めて訴訟を提起しました。

（2）判決の要旨（Xの請求を棄却）

ア 委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行されることを想定して契約を締結しているのであるから、その契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨と解することが相当である。

イ 本件委任契約の事務の内容は、Aの写真を墓に納め、永代供養をするというもので、内容は明確であり、かつ実現可能なものであり、また極めて宗教的で委任者の内心の自由にかかわる事務であり、その対価も供養としてお経を上げるなどの宗教的行為をしてもらうことの謝礼としての意味を有し、依頼する者の宗教心に基づくものと解されるところ、本件において供養料は、Aにおいて既に支払済みであって、Aの地位を承継したXには特に履行すべき義務はないのである。

Ⅳ. 本件に関する分析及び検討

1 裁判例の分析及び動向

上記の裁判例をみると、最判平成 4 年 9 月 22 日は、委任者の死亡によっても契約を終了させない旨の合意（特約）が当事者間に存在する場合は、同契約は終了しないことを明らかにしました。そして、東京高裁平成 21 年 12 月 21 日は、最判平成 4 年 9 月 22 日を前提として、委任事務の内容や履行の負担等の「特段の事情」の有無によって、委任者の地位の承継者（相続人）の解除権に対する制限を規律したものと評価できると思われます（なお、同裁

判例の「特段の事情」について、更に具体的・詳細な検討等を加えた裁判例は現時点ではないようです）。

２　死後事務委任契約に関する問題点

死後事務委任契約の目的は、委任者の意思を、その死後においても尊重・反映させるところにあるといえます。自分の思想や信条、信仰する宗教、ライフスタイル等を、その死後も尊重・反映して欲しいというのは、人として自然な発想でもあります。

しかしながら、このような委任者の意思は、場合によっては相続人の利益と対立することになります。すなわち、委任者が、委任契約の報酬や費用等を支払うことによって、相続財産が減少することになるからです。

一般的に、委任者より死後の事務として依頼される内容は、自分の葬儀や埋葬、法要・永代供養、自分の入院治療費の支払、自分が借りていた賃貸物件の明渡し等に関するものが多いといえます。そして、これらの事務に要した費用については、遺産分割の際に被相続人の債務として斟酌されたり、喪主になった相続人が負担したりするため、問題が表面化することはそこまで多くはなかったように思われます。

しかしながら、介護等を要する高齢の親族がいて、自分の死後の同人の生活等のために、第三者に同人のための事務を依頼し、生活費や療養費を渡していたような場合には、問題はより難しくなると考えられます。このようなケースでは、委任契約の期間が長期化（その親族の死亡等、介護が必要なくなるまで）し、費用も高額となる可能性があるからです。

このような場合は、委任者の意思と相続人の利益や相続制度が、より先鋭的に対立する場面に当たるといえます。この点に関して真正面から言及した裁判例等は少なく、今後の裁判や実務の動向が重要になってくると考えられます。

ファイナンス・トピック・アップデート　　弁護士　大澤　俊行

Ⅰ．バイナリーオプション取引にかかる規制の強化

平成２５年５月１４日、金融庁より、個人向け店頭バイナリーオプション取引の状況を踏まえた「金融商品取引業に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案が公表されました。

Ⅱ．バイナリーオプションとは

バイナリーオプションとは、株価指数や為替レートなどが、今よりも高くなるか安くなるかを予想する投資商品です。例えば、現在の円／ドルの相場が1ドル１００円だったとして、これが一定期間経過後に上がっているか下がっているかを予想し、当たっていれば一定額が返ってきて、逆に外せば投資額が没収となります。

この商品は、相場が上がるか下がるかだけを予想するシンプルなもので、専門的な知識がなくて

も利益を出せる可能性があり、また早いものでは10分程度で結果が分かるということもあって、近年人気を集めているようです。

III. 規制強化の背景

バイナリーオプションは、人気を集める一方、単純な二択により結果を予想し、すぐに結果が分かるというのは、言ってみれば丁半博打のようなものともいえ、賭博性が高いといった問題点が指摘されていました。

そこで、一般社団法人金融先物取引業協会のバイナリーオプションワーキンググループは、投資家保護等を図るため、バイナリーオプション取引にかかる自主規制のあり方を取りまとめ、平成25年4月24日に公表しました。

金融庁による今回の改正は、自主規制によるだけでなく、法的規制及び行政からの監督により、投資家保護の実効性を高めるものといえます。

以下、今回の改正の概要を簡単にご説明します。

IV. 規制の概要

まず、内閣府令においては、顧客に対して権利行使価格を提示すること、取引期間及び期限を必要かつ適切なものとすることを求めています。

監督指針においては、主に以下のような点に留意しつつ、自主規制の内容を遵守しているかについて検証を行うこととされています。

①商品性に係る留意事項

・取引期間が過度に投機的取引を助長するような短期間に設定していないか

・取引期間の開始前に、権利行使価格を決定・提示しているか

・すべての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除することで、店頭デリバティブ業者のみが有利となる取引条件を覗いているか

・公正な方法により取引価格を算出しているか

②顧客管理・取引管理に係る留意事項

・顧客の属性等に応じた適切な取扱いを行なっているか

③顧客への情報提供に係る留意事項

・取引のリスク、送賓内容等について、必要かつ十分な説明・情報提供を行なっているか

④適切な取引条件にかかる留意事項

・取引価格、権利行使価格及び判定圧覚の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか

・事前に取引停止の判断基準を説明し、取引停止の発生時にはホームページ等で公表しているか

この中でも特に、取引期間に関する規制は、実際の取引に大きく影響を与えそうです。これまでは、取引の結果が10分ほどの短期間で判明する商品が多くありましたが、これに関する規制がされたことになります。

具体的にどれほどの期間が「短期間」に当たるかは明らかにはされていませんが、上記ワーキンググループの取引期間に関する意見によれば、取引期間は2時間以上とすることとされており、これが一定の基準となりそうです。

短期間で結果が判明するということもバイナリーオプションの人気の一要因でしたが、これに規制がされることで、今後の取引にいかに影響がでるか、注目されます。

～事業再生事例の共同セミナーを行いました～

アントレプレナー・プロジェクト　　弁護士　伊藤　慎司

平成25年5月22日、当法律事務所にて、株式会社コスモ・アセット（注1）代表取締役　野田誠規さんを講師にお招きして、丸の内ソレイユ法律事務所（注2）と共同で企業の事業再生事例の研究を行いました。両法律事務所の弁護士が30名程参加しました。野田社長に、事業譲渡方式、企業再生ファンドへの債権譲渡（DPO）、再生支援協議会関与スキーム、法的整理を利用した再生スキームなど、関与された企業の再生事例のいくつかを、詳細にご紹介いただきました。当法律事務所からは、特定目的会社を利用した大型セール＆リースバックの事例を紹介いたしました。

当法律事務所には、「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関（「認定支援機関」）として認定された弁護士が複数在籍しております。金融機関からの借入れのリスケジュール、その他経営改善策の実施のために、金融機関または公的機関から認定支援機関が関与した事業再生計画・経営改善計画を作成することを求められることがあります。当法律事務所は、中小企業の事業再生のためスキルアップを行い、また中小企業の皆さまと有用な情報の共有を図って参ります。

（注1）株式会社コスモ・アセット（URL：http://www.cosmo-asset.co.jp/）は、資金繰り改善・財務改善により中小企業を支援するコンサルタント会社です。代表の野田氏は、財産コンサルティング会社（東証上場）の取締役等を経て独立開業された経験豊富なコンサルタントで、現在東京商工会議所経営安定特別相談室専門スタッフでもあられます。

（注2）丸の内ソレイユ法律事務所（URL：http://www.maru-soleil.jp/　）は、離婚、相続、交通事故等の民事事件を取り扱う法律事務所です。代表の中里妃沙子弁護士は、マスメディアでもおなじみ、離婚相談件数多数の弁護士です。

編集後記

また暑い季節がやってきました。夏は花火大会、海水浴、キャンプ、夏休みと、楽しいイベントが目白押しです。働く環境としては、炎天下の外回り、オフィスの冷房など体感温度の変化が激しく、体力が必要な季節でもあります。

平日でもたまにはビルの中から出て、夕涼みもかねてビアガーデンなど、夏を感じる一時を持ち、明日の活力につなげたいものです。

大ジョッキ　傾け語る　明日の夢

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。